

## 第12 防災製品（本論は全て★）

### 1 防災製品

#### (1) 防災製品の使用の指導

防災製品の普及に伴う火災予防、火災による焼死者防止の観点から、幼児又は老人が入所する施設、身体障害者施設、その他不特定多数が入所する就寝施設及び住宅、共同住宅、店舗併用住宅の住宅部分には、防災製品の使用を指導すること。

#### (2) 防災製品の種類

##### ア 寝具類

(ア) 側地類（ふとん側地、マットレス側地、敷布、ふとんカバー、毛布カバー、枕カバー等）

(イ) ふとん類（ふとん、座ふとん、ベッドパッド、枕（陶製のもの及び籐製のものを除く）、マットレス等）

(ウ) 毛布類（毛布、ベッドスプレッド、タオルケット等）

イ テント類（軒出テント、装飾用テント、キャンプ用テント等）

ウ シート類（工事用シートを除く。）

エ 幕類（法第8条の3に規定する防災対象物品及びその材料を除く。）

オ 非常用持出袋

カ 防災頭巾等

キ 防災頭巾等側地

ク 防災頭巾等詰物類（防災頭巾用中わた、プラスチック発泡体）

ケ 衣服類（熱と炎による危険度が高い環境において使用される特殊作業服等及び消防隊用の服装を除く。）

コ 布張家具等

サ 布張家具等側地（布張家具等の側地、カバー）

シ 自動車、オートバイ等のボディカバー

ス ローパーテーション（災害時に用いるための間仕切りを除く。）

セ 襖紙・障子紙等

ソ 展示用パネル（合板を除く。）

タ 祭壇、祭壇用白布

チ マット類（カーマット、キッチンマット、バスマット、洗面マット、トイレ足元マット、祭壇マット、灰皿マット等）

ツ 防護用ネット（網目寸法が12mmを超えるもの）

テ 木製等ブラインド

ト 災害用間仕切り等

ナ 作業服

#### (3) 防災製品の認定

ア 防災製品は、防災製品認定委員会が認定したものであること。

なお、防災製品には、次により防災製品ラベルが付されているものであること。

※ 防災製品認定委員会は、消防庁安全救急課長通達（昭和 49 年 6 月 25 日消防安第 65 号）により設置されたもので、防災性能、一般毒性、接触皮膚障害性、品質管理等について自主的に認定を行う委員会である。

イ 防災製品ラベルの様式及び表示の方法

完成品、材料については、第 1 2 - 1 表によること。

第12-1表 防災製品ラベルの様式及び表示の方法

区分	種別	種別										種別									
		耐火	遮熱	遮音	遮光	遮風	遮雨	遮塵	遮臭	遮電	遮磁	遮電磁	遮電磁	遮電磁	遮電磁	遮電磁	遮電磁	遮電磁	遮電磁	遮電磁	遮電磁
(新設) 社	(a) 可																				
	(b) 可																				
	(c) 可																				
	(d) 可																				
	(e) 可																				
	(f) 可																				
	(g) 可																				
	(h) 可																				
	(i) 可																				
	(j) 可																				
	(k) 可																				
	(l) 可																				
(m) 可																					
(n) 可																					
(o) 可																					
(p) 可																					
(q) 可																					
(r) 可																					
(s) 可																					
(t) 可																					
(u) 可																					
(v) 可																					
(w) 可																					
(x) 可																					
(y) 可																					
(z) 可																					

注1) 事業所番号及び製品番号の活字の大きさは、JIS Z 8305 に定める8ポイント以上とする。

注2) 事業所番号及び製品番号については、「TAT STG-1 スタンプインク黒」(シャチハタ工業株式会社製) 又はそれと同等以上の性能を有するもので捺印する。

## 2 装飾物品に対する指導

### (1) 防災処理等の指導

キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、遊技場、飲食店等で使用される装飾物品にあつては、努めて防災性能を有するものを使用し、又は防災処理を施すこと。

※ 高層の建築物については、第2章 第2節 第3 高層建築物に係る指導指針4.(2).ウによること。

### (2) 防災処理の方法

浸漬法、吹付法等により装飾物品の素材に合った方法で行うこと。